

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 一

岐阜県現地地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 二

号 外 (三) 令 和 三 年 七 月 三 十 日

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百一十号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部二十八の項第一号及び同表家畜保健衛生所長の部五の項第一号中「第六十九条第二項から第五項まで」を「第六十九条第二項から第四項まで及び第六項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十四号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三業務水道課の表八の項部長専決事項の欄中第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

12 法第七十五条第四項の規定による地域連携薬局の認定の取消し

13 法第七十五条第五項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の取消し

別表第三業務水道課の表八の項部長専決事項の欄中第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

7 法第七十二条の五第一項の規定による違反広告に係る措置の命令

別表第三業務水道課の表八の項部長専決事項の欄第四号の次に次の一号を加える。

5 法第七十二条の二の規定による法令遵守体制に係る措置の命令

及び」に改め、「及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下この項中「省令」という。）を削り、同項現地機関の長専決事項の欄第二号中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同欄第三号中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同欄第四号中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同欄第六号中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同欄第七号中「第四十条の五第五項」を「第四十条の五第六項」に改め、同項現地機関の課長専決事項の欄第四号中「第十四条第十四項」を「第十四条第十六項」に改め、同欄第八号中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同欄第九号中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同欄第十号中「第一条の六第三項及び令第一条の七」を「第二条の四第三項及び令第二条の五」に改め、同欄第二十号から第二十五号までを削る。

附 則

この訓令は、令和三年八月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第三十五号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表三十四の項課長専決事項の欄第一号中「第六十九条第二項から第五項まで」を「第六十九条第二項から第四項まで及び第六項」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年八月一日から施行する。

令和三年七月三十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社